

民生委員法施行令（抄）

- 第1条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。
- 2 民生委員推薦会の委員の任期は、3年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が左の各号の1に該当する場合には、任期中であっても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。
- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- 4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。
- 第2条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。
- 第3条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。
- 第4条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 第5条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。
- 第6条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。
- 2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。